

令和元年度 利用可能な施設一覧表(講義室等・講堂関係) 高岡キャンパス

部局等名	建物名称	建物番号	室名	収容人員	面積	冷暖房装置設備の有無	① 貸付料単価 (通常期)	② 貸付料単価 (冷房使用時)	③-2 貸付料単価 (暖房使用時)
				名	m ²		円	円	円
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-116)	70	81.00	有	600	800	800
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-117)	56	83.00	有	600	800	800
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-210)	47	56.00	有	400	800	800
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-211)	47	57.00	有	400	800	800
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-212)	131	146.00	有	1,000	1,500	1,500
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-213)	104	108.00	有	800	1,300	1,300
芸術文化学部	H棟	3	講堂 (H-185)	406	462.00	有	3,300	4,600	4,500
芸術文化学部	H棟	3	演習室 (H-281)	25	51.00	有	400	500	500
芸術文化学部	H棟	3	演習室 (H-282)	25	53.00	有	400	500	500
芸術文化学部	H棟	3	演習室 (H-283)	25	53.00	有	400	500	500
芸術文化学部	H棟	3	演習室 (H-284)	25	55.00	有	400	500	500
※冷暖房使用時において、2室 同時使用の場合(室外機共用)									
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-210)	47	56.00	有		1,200	1,200
			講義室 (B1-211)	47	57.00				
芸術文化学部	B1棟	2	講義室 (B1-212)	131	146.00	有		2,300	2,300
			講義室 (B1-213)	104	108.00				
※収容人員は、学生机数+1。但し、講堂は、座席数。									
※通常期は、冷暖房を使用しないときとする。									
※冷房使用可能時期は、7から9月。暖房使用可能時期は、11月から翌3月。但し、講堂は11/20から翌3/25。									

(注意事項)

- 上記貸付単価は、令和元年10月1日以降貸付許可したものから適用します。
- 貸付料単価に記載された金額は1時間当たりの単価です。使用時間数を乗じたものが貸付金額となります。(光熱水料を含む。)
- 使用時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として貸付料の算定をします。
- 上記「冷暖房装置設備の有無」欄に掲げる冷暖房装置とは、本学に設置されている個別空調用設備。講堂のみボイラー暖房。
- 施設の利用にあたっては、本学警備員室で「富山大学高岡キャンパス施設使用許可通知書」を提示のうえ施設を使用してください。使用後は原状復帰のうえ警備員室にその旨報告してお帰りください。
(休日等本学職員が不在の場合における施設の使用に際して、申込者は避難誘導員等を確保するとともに、避難経路等を参加者に周知してください。)
- 敷地内は禁煙となっております。喫煙可能場所はありません。
- 質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

富山大学高岡キャンパス(施設開放担当) メール:t-kasituke * adm.u-toyama.ac.jp.(` * 'を '@' にしてください。)

電話 0766-25-9122 FAX 0766-25-9212

年 月 日

国立大学法人富山大学 殿

団体名
住 所 〒

フリガナ
氏 名
連絡先

不 動 産 貸 付 申 請 書

下記のとおり不動産を使用したく、関係資料を添付して申請します。
なお、許可のうえは、貴学の不動産貸付事務取扱細則並びに許可条件を遵守します。

記

1 使用しようとする財産

2 使用日時

年 月 日 () 時から 時まで
年 月 日 () 時から 時まで

3 使用目的（内容は具体的に記入すること）

4 使用予定人員

5 その他参考となるべき事項

不動産貸付事務取扱細則第7条第1号の免除申請をします。

- ※ 1. 申請者の押印は不要ですが、氏名は必ず自署してください。
2. 法人等が申請する場合、ゴム印あるいは記名で差し支えないものとしますが、必要に応じて、提出者の身分を確認することがあります。